

亀山市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第15号

亀山市契約規則の一部を改正する規則

亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「当該金額100分の8に相当する額を加算した」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加えた」に、「契約希望額の108分の100に相当する」を「契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に締結する契約に係る入札参加者の指名の通知から適用する。